

勝央町道路占用料徴収条例新旧対照表

現行(～令和2年3月31日)						新(令和2年4月1日～)							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
	占用物件	条例で定めるもの		占用料免除又は減額等	当該物件	備考		占用物件	条例で定めるもの		占用料免除又は減額等	当該物件	備考
		単位							単位				
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 (電線の条数が3以下)	1本につき1年	円	(免除)	○電気事業者の設ける電柱、鉄道の電柱、ガス事業者が設ける電柱、磁防食等のための電力引込柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。)	(全般免除) 1. 国有林野事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの並びに、上記以外の国及び地方公共団体の行う事業に係るもの 2. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 (電線の条数が3以下)	1本につき1年	円	(免除)	○電気事業者の設ける電柱、鉄道の電柱、ガス事業者が設ける電柱、磁防食等のための電力引込柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。)	1. 国有林野事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの並びに、上記以外の国及び地方公共団体の行う事業に係るもの 2. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設
	第2種電柱 (電線の条数が4以上5以下)	540						420					
	第3種電柱 (電線の条数が6以上)	730						650		880			

			の電線及び各戸引込電線を含む。) (減額) 1. 公安委員会の設ける信号機、標識を無償で添架している電柱	とは、4条又は5条の電線を支 持するものを いう。 ・第3種電柱 とは、6条以上 の電線を支 持するものをい う。	し、又は災 害復旧工事 を行う鉄道 施設及び独 立行政法人 日本高速道 路保有・債 務返済機構 が管理を行 う
第1種電話柱 (電線の条数が3以下)	320	又は電話柱 50%減 2. 共架柱	電気事業者又は認定電気通信事業者が共架柱に電線を添架する場合 30%減	○電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支 持する柱 (電柱であるものを除く。) ・第1種電話柱とは、3以下の電線を支 持するものをい う。 ・第2種電話柱とは、4条又は5条の電線を支 持するものをいう。 ・第3種電話	う鉄道施設に係るもの。 3. 軌道に係るもの 4. 日本放送協会の行う事業に係るもの (条件付免除) 1. 鉄道関係は相互無償である場合 2. 地上権等により道路敷の権原を取得し道路
第2種電話柱 (電線の条数が4以上5以下)	500				
第3種電話柱 (電線の条数が6以上)	690				
			の電線及び各戸引込電線を含む。) (減額) 1. 公安委員会の設ける信号機、標識を無償で添架している電柱	とは、4条又は5条の電線を支 持するものを いう。 ・第3種電柱 とは、6条以上 の電線を支 持するものをい う。	し、又は災 害復旧工事 を行う鉄道 施設及び独 立行政法人 日本高速道 路保有・債 務返済機構 が管理を行 う
第1種電話柱 (電線の条数が3以下)	380	又は電話柱 50%減 2. 共架柱	電気事業者又は認定電気通信事業者が共架柱に電線を添架する場合 30%減	○電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支 持する柱 (電柱であるものを除く。) ・第1種電話柱とは、3以下の電線を支 持するものをい う。 ・第2種電話柱とは、4条又は5条の電線を支 持するものをいう。 ・第3種電話	う鉄道施設に係るもの。 3. 軌道に係るもの 4. 日本放送協会の行う事業に係るもの (条件付免除) 1. 鉄道関係は相互無償である場合 2. 地上権等により道路敷の権原を取得し道路
第2種電話柱 (電線の条数が4以上5以下)	610				
第3種電話柱 (電線の条数が6以上)	830				

				柱とは、6条以上の電線を支持するものをいう。	を築造した場合(特約のある場合を除く。)
その他の柱類		32	(免除) 1. 街灯(アーチ型のものを除く。) 2. 柱状型機器の支持柱	○街灯の電線部以外の部支線柱	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3	(免除) 1. 公共的団体、電気事業者及び認定電気通信事業者の架空横断電線及び各戸引込電線 2. 占用物件たる電柱又は電話柱に架けられている電線(共架電線を除く。) 3. 公益法人が設置する有線テレビの架空の電線及び各戸引込電線	○電柱又は電柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線 ○自家用送電線、自家用通信線又は街頭放送のための電線類又はこれに類する線類 ○管路を占用する者以外の者が当該管路に敷設する電線	
地下に設ける電線その他の線類		2			
				柱とは、6条以上の電線を支持するものをいう。	を築造した場合(特約のある場合を除く。)
その他の柱類		38	(免除) 1. 街灯(アーチ型のものを除く。) 2. 柱状型機器の支持柱	○街灯の電線部以外の部支線柱	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4	(免除) 1. 公共的団体、電気事業者及び認定電気通信事業者の架空横断電線及び各戸引込電線 2. 占用物件たる電柱又は電話柱に架けられている電線(共架電線を除く。) 3. 公益法人が設置する有線テレビの架空の電線及び各戸引込電線	○電柱又は電柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線 ○自家用送電線、自家用通信線又は街頭放送のための電線類又はこれに類する線類 ○管路を占用する者以外の者が当該管路に敷設する電線	
地下に設ける電線その他の線類		2			

			(減額) ○共同収容に係る電線の芯線 3分の2減	○電線共同溝、キャブ等に収容される電線				(減額) ○共同収容に係る電線の芯線 3分の2減	○電線共同溝、キャブ等に収容される電線	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	(減額) ○下記に該当する柱状型機器 9分の8減 ・無電柱化推進計画に基づいて設置する場合 ・道路の上空設置の電線類を撤去し、地中化した、若しくはする場合又は中国地区電線類地中化協議会において合意された地中化の実施箇所であって既存の架空線がない道路において地中化した、若しくはする場合	○路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット			(減額) ○下記に該当する柱状型機器 9分の8減 ・無電柱化推進計画に基づいて設置する場合 ・道路の上空設置の電線類を撤去し、地中化した、若しくはする場合又は中国地区電線類地中化協議会において合意された地中化の実施箇所であって既存の架空線がない道路において地中化した、若しくはする場合	○路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット	
	地下に設ける変圧器	占用面	190		○地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、				○地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370							
	地下に設ける変圧器	占用面	230							

		積 1 m ² につ き 1 年		高圧キャビ ネット				高圧キャビ ネット				
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 につ き	630	(減額) ○PHS無線基 地局及びこれ に類する小型 の無線基地局 70%減	○ガス事業 者が地上に設 けるガス整圧 塔				変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個 につ き	760	(減額) ○PHS無線基 地局及びこれ に類する小型 の無線基地局 70%減	○ガス事業 者が地上に設 けるガス整圧 塔
郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 年	270		○私設ポ スト、信書便 差出箱				郵便差出箱及 び信書便差出 箱	1 年	320		○私設ポ スト、信書便 差出箱
広告塔	表 示 面 積 1 m ² につ き 1 年	960		○広告のた めの塔				広告塔	表 示 面 積 1 m ² につ き 1 年	960		○広告のた めの塔

	その他のもの	占用面積 1㎡につき 1年	630	<p>(免除)</p> <p>1. 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場</p> <p>2. かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設</p> <p>3. カーブミラー</p> <p>4. くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件</p> <p>5. バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所</p> <p>6. 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺等に設置されるもので営利目</p>	<p>○バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環（1対で1㎡とする）家屋、門、囲障等に類する工作物及び石碑、民地に設ける広告のための照明灯（1個1㎡とする）</p> <p>○送電塔</p> <p>○電気自動車のための充電機器</p>			その他のもの	占用面積 1㎡につき 1年	760	<p>(免除)</p> <p>1. 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場</p> <p>2. かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設</p> <p>3. カーブミラー</p> <p>4. くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件</p> <p>5. バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所</p> <p>6. 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺等に設置されるもので営利目</p>	<p>○バス待合所、時刻表示板、非常用救助袋固定環（1対で1㎡とする）家屋、門、囲障等に類する工作物及び石碑、民地に設ける広告のための照明灯（1個1㎡とする）</p> <p>○送電塔</p> <p>○電気自動車のための充電機器</p>	
--	--------	---------------------	-----	---	---	--	--	--------	---------------------	-----	---	---	--

				<p>的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋（バス事業者及びタクシー事業者が設けるものを除く。）</p> <p>7. 石碑等慣行的なもの</p> <p>(減額)</p> <p>○タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 50%減</p>					<p>的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋（バス事業者及びタクシー事業者が設けるものを除く。）</p> <p>7. 石碑等慣行的なもの</p> <p>(減額)</p> <p>○タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 50%減</p>				
法第3条第1項第2号に	<p>外径が0.07m未満のもの</p> <p>外径が0.07m以上0.1m未満のもの</p> <p>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</p>	<p>長さ1mにつき1年</p>	<p>13</p> <p>19</p> <p>28</p>	<p>(免除)</p> <p>1. ガス、電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管</p> <p>2. 公共的団体が設ける水管及び</p>	<p>○水管、下水道管、ガスパ管、石油管</p> <p>○自家用専用水道</p> <p>○熱供給管路、都市廃棄物管路</p>	法第3条第1項第2号に	<p>外径が0.07m未満のもの</p> <p>外径が0.07m以上0.1m未満のもの</p> <p>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</p>	<p>長さ1mにつき1年</p>	<p>16</p> <p>23</p> <p>34</p>	<p>(免除)</p> <p>1. ガス、電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管</p> <p>2. 公共的団体が設ける水管及び</p>	<p>○水管、下水道管、ガスパ管、石油管</p> <p>○自家用専用水道</p> <p>○熱供給管路、都市廃棄物管路</p>		

掲 げ る 物 件	0.15m以上0.2m未満のもの	38	下水道管 3. かんがい排水路	○ケーブル管		掲 げ る 物 件	0.15m以上0.2m未満のもの	45	下水道管 3. かんがい排水路	○ケーブル管	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	57	施設その他農 用地の保全又は 利用上必要な施 設				68	施設その他農 用地の保全又は 利用上必要な施 設			
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	76	4. 自家用専用水 道で、道路に関 する工事施工前 から権利として 設けられた水管 で、占用料を徴 収することを前 提として補償し たことが明らか でない場合				91	4. 自家用専用水 道で、道路に関 する工事施工前 から権利として 設けられた水管 で、占用料を徴 収することを前 提として補償し たことが明らか でない場合			
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	130					160				
	外径が0.7m以上1m未満のもの	190					230				
	外径が1m以上のもの	380	(減額) 1. 民営の水道事 業（専用水道事 業を除く。） 50%減 2. 下記に該当す る電線類 9分の8減 ・道路の上空設 置の電線類を撤 去し、地中化し				450	(減額) 1. 民営の水道事 業（専用水道事 業を除く。） 50%減 2. 下記に該当す る電線類 9分の8減 ・道路の上空設 置の電線類を撤 去し、地中化し			

				た、若しくはする る場合又は中国 地区電線類地中 化協議会におい て合意された地 中化の実施箇所 であって既存の 架空線がない道 路において地中 化した、若しく はする場合					た、若しくはする る場合又は中国 地区電線類地中 化協議会におい て合意された地 中化の実施箇所 であって既存の 架空線がない道 路において地中 化した、若しく はする場合					
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に 掲げる施設			占 用 面 積 1 ㎡ に つ き	630	(免除) ○積雪の度がは なはだしい地域 におけるがんぎ (減額) ○アーケード 80%減	○鉱石運搬の ための索道及 びその保安施 設 ○アーケー ド、日覆い、 雨よけ、がん ぎ		法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に 掲げる施設	占 用 面 積 1 ㎡ に つ き	760	(免除) ○積雪の度がは なはだしい地域 におけるがんぎ (減額) ○アーケード 80%減	○鉱石運搬の ための索道及 びその保安施 設 ○アーケー ド、日覆い、 雨よけ、がん ぎ		
法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号に 掲	地下街 及び地 下室	階数 が 1 のも の	1 年	A に 0.0 05 を 乗 じ て 得	(免除) ○地下街のく体 内に存する公共 施設の地下通路 (店内通路を除 く。) (減額) ○地下街のく体		法 第 3 2 条 第 1 項 第 5 号に 掲	地下街 及び地 下室	階数 が 1 のも の	1 年	A に 0.0 05 を 乗 じ て 得	(免除) ○地下街のく体 内に存する公共 施設の地下通路 (店内通路を除 く。) (減額) ○地下街のく体		

げる施設		階段が2のもの	た額 Aに 0.08を 乗じて得 た額	内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等 50%減			げる施設		階段が2のもの	た額 Aに 0.08を 乗じて得 た額	内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等 50%減		
		階段が3以上のもの	Aに 0.01を 乗じて得 た額						Aに 0.01を 乗じて得 た額				
	上空に設ける通路	480	(免除)	○デパート、病院、工場等の通路				上空に設ける通路	480	(免除)	○デパート、病院、工場等の通路		
	地下に設ける通路	290	○公共通路					地下に設ける通路	290	○公共通路			

	その他のもの	630	<p>(免除)</p> <p>1. 農道、林道その他の公共通路(公衆が常時交通の一環として通行している通路)</p> <p>2. 水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの</p> <p>(減額)</p> <p>1. 都市計画決定された路外駐車場 75%減</p> <p>2. 1以外の駐車場 50%減</p>	<p>○地下駐車場、通路(上空又は地下に設けるもの)及びベルトコンベア</p> <p>○一般道路(出入道)</p>							
法第3条第1項第6	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10	10	○夜市							
	その他のもの	760	<p>(免除)</p> <p>1. 農道、林道その他の公共通路(公衆が常時交通の一環として通行している通路)</p> <p>2. 水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの</p> <p>(減額)</p> <p>1. 都市計画決定された路外駐車場 75%減</p> <p>2. 1以外の駐車場 50%減</p>	<p>○地下駐車場、通路(上空又は地下に設けるもの)及びベルトコンベア</p> <p>○一般道路(出入道)</p>							
法第3条第1項第6	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	10	10	○夜市							

号に掲げる施設			につき 1日							
	その他のもの		占有面積 1㎡につき 1月	96		○コインロッカー、靴みがき及び新聞売り				○コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡につき 1月	96	(免除) ○公職選挙法による選挙運動のために使用する物件	立看板				
			その表	960	(免除)	ショーウイン				
号に掲げる施設			につき 1日							
	その他のもの		占有面積 1㎡につき 1月	96		○コインロッカー、靴みがき及び新聞売り				○コインロッカー、靴みがき及び新聞売り
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡につき 1月	96	(免除) ○公職選挙法による選挙運動のために使用する物件	立看板				
			その表	960	(免除)	ショーウイン				

		他のもの	示面積 1㎡ につき 1年	○街灯添架のネームプレート (許可したもの) (減額) ○添架広告及び突出看板 ・表裏2面表示のもの 30%減 ・巻付広告 65%減	ド及びサインポール	
	標識		1本につき 1年	500 (免除) 1. 交通安全に関する標識 2. 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(1店舗1個に限る。) 3. 放送法(昭和25年法律第132号)による一般放送事業者の設置する「交通・気象情報標示板」	○バス停留所標識 ○商店、会社、商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板 ○町名標示板	
		他のもの	示面積 1㎡ につき 1年	○街灯添架のネームプレート (許可したもの) (減額) ○添架広告及び突出看板 ・表裏2面表示のもの 30%減 ・巻付広告 65%減	ド及びサインポール	
	標識		1本につき 1年	610 (免除) 1. 交通安全に関する標識 2. 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(1店舗1個に限る。) 3. 放送法(昭和25年法律第132号)による一般放送事業者の設置する「交通・気象情報標示板」	○バス停留所標識 ○商店、会社、商品名を表示せず理容所、クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内板 ○町名標示板	

				(減額) ○バス停留所標 識 50%減	
旗ざお	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1 本に つき 1日	10		
	その 他の もの	1 本に つき 1月	96		
	幕(令第 7条第4 号に掲 げる工	祭 礼、 縁日 その	その 面積	10	

				(減額) ○バス停留所標 識 50%減	
旗ざお	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1 本に つき 1日	10		
	その 他の もの	1 本に つき 1月	96		
	幕(令第 7条第4 号に掲 げる工	祭 礼、 縁日 その	その 面積	10	

	事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日					
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	96				
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	960		広告アーチ		
		その他のもの	1月	480		アーチ型の街灯		
	事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日					
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	96				
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	960		広告アーチ		
		その他のもの	1月	480		アーチ型の街灯		

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 1㎡につき 1年	630				令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 1㎡につき 1年	760			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1㎡につき	96		○工事用板 囲、足場、詰 所その他の工 事用施設 ○土石、竹 木、瓦その他 の工事用材料		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1㎡につき	96		○工事用板 囲、足場、詰 所その他の工 事用施設 ○土石、竹 木、瓦その他 の工事用材料	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	63		○耐火建築物 の工事期間中 既存のものに 替えて必要な 仮設店舗等 ○市街地再開 発事業又は防 火街区整備事 業の区域内で 既存建築物に		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	76		○耐火建築物 の工事期間中 既存のものに 替えて必要な 仮設店舗等 ○市街地再開 発事業又は防 火街区整備事 業の区域内で 既存建築物に	

				居住する者を 一時収容する ために必要な 施設				居住する者を 一時収容する ために必要な 施設	
令 第7 条 第8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上 又は高架の道 路の路面下(当 該路面下の地 下を除く。)に 設けるもの	占 用 面 積 1 ㎡ に つ き 1 年	A に 0.0 19 を 乗 じ て 得 た 額						
	上空に設ける もの		A に 0.0 24 を 乗 じ て 得 た 額						
	地下 階数 (トンネが1		A に						
令 第7 条 第8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの上 又は高架の道 路の路面下(当 該路面下の地 下を除く。)に 設けるもの	占 用 面 積 1 ㎡ に つ き 1 年	A に 0.0 19 を 乗 じ て 得 た 額						
	上空に設ける もの		A に 0.0 23 を 乗 じ て 得 た 額						
	地下 階数 (トンネが1		A に						

		14 を 乗 じ て 得 た 額		動場、自動車 駐車場、自転 車駐車場等				13 を 乗 じ て 得 た 額		動場、自動車 駐車場、自転 車駐車場等	
令 第 7 条 第 1 0 号	建築物	A に 0.0 24 を 乗 じ て 得 た 額		○高度地区 (建築物の高 さの最低限度 が定められて いるものに限 る。)及び高度 利用地区並び に都市再生特 別地区内の自 動車専用道路 の上空若しく は特定都市道 路の上空に設 ける事務所、 店舗、倉庫、 住宅等		令 第 7 条 第 1 0 号	建築物	A に 0.0 23 を 乗 じ て 得 た 額		○高度地区 (建築物の高 さの最低限度 が定められて いるものに限 る。)及び高度 利用地区並び に都市再生特 別地区内の自 動車専用道路 の上空若しく は特定都市道 路の上空に設 ける事務所、 店舗、倉庫、 住宅等	
	その他のもの	A に 0.0 14		○上記の場所 に設ける広 場、公園、自 動車駐車場、			その他のもの	A に 0.0 13		○上記の場所 に設ける広 場、公園、自 動車駐車場、	

			を 乗 じ て 得 た 額		自転車駐車場 等				を 乗 じ て 得 た 額		自転車駐車場 等		
令 第7 条 第1 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上 空又は高架の 道路の路面下 に設けるもの	占 用 面 積 1 m ² に つ き 1 年	A に 0.0 19 を 乗 じ て 得 た 額	(免除) ○国、地方公共 団体又は日本赤 十字社が非常災 害の発生した区 域等において災 害救助のために 建築する応急仮 設建築物で、被 災者の居住の用 に供するための もの				令 第7 条 第1 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上 空又は高架の 道路の路面下 に設けるもの	占 用 面 積 1 m ² に つ き 1 年	A に 0.0 19 を 乗 じ て 得 た 額	(免除) ○国、地方公共 団体又は日本赤 十字社が非常災 害の発生した区 域等において災 害救助のために 建築する応急仮 設建築物で、被 災者の居住の用 に供するための もの	
	上空に設ける もの		A に 0.0 23 を 乗 じ て 得 た 額						上空に設ける もの		A に 0.0 23 を 乗 じ て 得 た 額		

に 掲 げ る 施 設		乗じて得た額						
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額						
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額						
に 掲 げ る 施 設		乗じて得た額						
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額						
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額						

